

公益社団法人日本建築家協会
中国支部岡山地域会規則

(総 則)

第1条 この規則は地域会規程第1条第2項により、岡山地域会(以下「本地域会」という。)の運営の詳細について定める。

(設 置)

第2条 定款第50条により、この地域会を設置する。

(名 称)

第3条 この地域会の名称は、「公益社団法人 日本建築家協会中国支部岡山地域会」という。

(目的・事業)

第4条 本地域会は、本部及び中国支部の事業の補佐のほか、岡山県内又は岡山県内市区町村内の行政、住民並びに他団体と協調し本会の目的達成に努める。

2. 本会の目的及び事業を達成するために、本地域会で必要となる活動の方策は、地域会役員会の承認により、別に定めることができる。

(正会員)

第5条 本地域会は、特に必要のあるとき、他の地域会に所属する会員の所属を認めることができる。

2. 本地域会に所属する会員は、事業年度開始3箇月以内に、必要に応じて別に定める地域会運営費を納める。

(準会員、協力会員)

第6条 本地域会は、本会の趣旨に賛同し、本地域会の事業に参加又は支援をする個人、法人並びに団体を準会員又は協力会員として募ることができる。

2. 本地域会は、準会員及び協力会員の入退会及び会費等について、本会の会員規程及び会費規程のほか、必要な事項を別に定める。
3. 本地域会に所属する会員は、事業年度開始3箇月以内に、必要に応じて別に定める地域会運営費を納める。

(地域会役員等)

第7条 本地域会に以下の地域会役員を置く。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 地域会長 | 1名 (支部幹事兼任) |
| (2) 直前地域会長 | 1名 |
| (3) 副地域会長 | 2名 |
| (4) 総務担当地域会幹事 | 1名 (監査を除く地域会役員の内兼任を妨げない。) |

(5) 事業担当地域会幹事 1名（監査を除く地域会役員の兼任を妨げない。）

(6) 地域会幹事 15名以内（会長・副会長も含む）

(7) 地域会監査 2名

2. 地域会役員の選任は、本地域会が別に定める。
3. 地域会役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結までとする。但し、再任は妨げない。
4. 地域会役員に欠員が生じたとき、地域会総会の決議を経て、地域会役員を選任することができる。この場合の任期は前任者の任期が満了するまでとする。
5. 地域会役員は、辞任又は任期満了後も後任者が選任されるまで、役員としての権利義務を有する。
6. 地域会役員は、地域会総会で3分の2以上の多数による決議により、定款第28条に準じて解任することができる。
7. 本地域会に、地域会役員とは別に、若干名の地域会顧問を置くことができる。
8. 地域会顧問は、地域会長の指名により、地域会総会の決議を経て、地域会長が委嘱する。任期は地域会役員に準じる。

（地域会役員等の職務）

第8条 地域会役員等の職務は、中国支部地域会規約の定めによるほか、以下による。

- (1) 地域会副会長は、地域会長を補佐し、地域会長がその職務を遂行できないとき、これを代行する。
- (2) 地域会顧問は地域会長の諮問に答え、地域会役員会に出席して意見を述べることができる。
- (3) 直前地域会長は、本地域会の会務に関する意見を述べる。

（地域会総会）

第9条 臨時地域会総会は、以下のときに、地域会長が30日以内に招集する。

- (1) 地域会役員会で過半数の請求があったとき
 - (2) 地域会役員会で地域会監査より議案を示した請求があったとき
 - (3) 会議の目的を示し、所属正会員の5分の1以上から請求のあったとき
2. 議決権は、他の出席正会員への書面による委任により、行使することができ、これを出席とみなす。

（地域会役員会）

第10条 議決権は、他の出席役員への書面による委任によって行使することができる。この委任は出席とみなす。

2. 緊急の案件は、書面による決議又は持ち回りによる決議を有効とする。
3. 地域会監査、地域会顧問は地域会役員会の議決権を有しない。

4. 地域会委員長及び地域会部会長は地域会役員会に出席し、意見を述べるができる。但し、議決権を有しない。

(財産及び会計)

第11条 本地域会の財産は以下のものとする。

- (1) 中国支部から配分される地域会活動助成費
 - (2) 本地域会で徴収できる地域会運営費
 - (3) 本地域会所属の準会員及び協力会員の入会金及び会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入
2. 本地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規定を準用する。
 3. 本地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会において承認した後、事業年度開始の2ヶ月前までに支部役員会に報告し、承認を得る。
 4. 本地域会の事業報告は及び決算は、事業年度終了後遅滞なく地域会総会において承認した後、支部役員会に報告する。

(統合・分割及び廃止)

第12条 本地域会が、統合、分割又は廃止を決定するには、地域会役員会の承認及び所属正会員の3分の2以上の多数による地域会総会の決議を必要とする。

(地域会委員会・部会)

- 第13条 本地域会活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、地域会役員会の承認を経て、地域会委員会又は地域会部会を設置又は廃止することができる。
2. 地域会委員長及び地域会部会長は地域会長の指名により、地域会役員会の承認を経て、地域会長が委嘱する。任期は地域会役員に準じる。
 3. 地域会委員会及び地域会部会の運営に関する必要な事項は、地域会役員会で別に定める。

(事務局)

第14条 地域会事務局の組織、運営に関する必要な事項は、地域会役員会の承認を経て、地域会長が決定する。

2. 本地域会は、事務局を岡山市に置く。

(準用)

第15条 この規則に定めのない事項は、中国支部地域会規約、地域会規程、中国支部規約並びに支部規程の定めによるほか、定款を準用する。

(改 廢)

第 16 条 この規則の改廢には、地域会総会での出席正会員の 3 分の 2 以上の多数による決議、支部役員会及び理事会の承認を必要とする。

(附 則) この規則は本部理事会の承認の日より施行する。

2. 地域会の公告は電子公告により行う。